

<p>(関連分野) 農林水産業</p>
<p>(事業の名称) 米粉・飼料用米生産・流通ビジネス支援事業</p>
<p>(関係省庁名) 農林水産省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容) 米粉・飼料用米について、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、生産から販売に係る雇用経費を支援する。</p> <p>(事業の実施方法) 事業の実施に当たっては、以下の手順に従って行う。 ① 生産・加工等の各関係者が共同で「生産製造連携事業計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受ける。 ② 「生産製造連携事業計画」の認定を受けた生産者及び事業者は、都道府県又は市町村に事業の申請を行う。 ③ 都道府県又は市町村は、以下の要件を満たしていると判断した場合、「生産製造連携事業計画」の認定を受けた生産者及び事業者に当該事業を委託する。 ア 「生産製造連携事業計画」の認定を受けていること イ 米粉・飼料用米の生産・流通・加工・販売に際して、新たに労働者を雇うこと ウ その他（本事業の趣旨に沿った要件を都道府県又は市町村が設定）</p> <p>(その他の関連事業) この他、「生産製造連携事業計画」の認定を受けた生産者及び事業者は、米粉・飼料用米の生産拡大や必要な機械・施設の整備等に対し、「水田等有効活用促進交付金」及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）」の支援を受けることができる。</p> <p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 本通常国会に提出を予定している「米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律案（仮称）」に基づき、「生産製造連携事業計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要がある。</p> <p>(期待される効果)</p>

定性的効果

- ・ 米粉・飼料用米等の生産による水田のフル活用及び農村地域の活性化
休耕田や耕作放棄地等において米粉・飼料用米等の生産を行うことにより、水田がフル活用されるとともに、耕作放棄地も解消し、農村地域の活性化が図られる。
- ・ 米粉・飼料用米等の加工・販売による地域経済の活性化
地域で生産された米粉・飼料用米等を加工・販売することにより、地域の農畜産物の生産・販売額が増加し、地域経済の活性化が図られる。

(先行事例)

- 新潟県 新潟製粉
- 山形県 平田牧場

(期間後の取扱い)

平成24年度以降についても、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(仮称)」に基づき、米粉・飼料用米等の利用拡大を推進する。

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省総合食料局食糧部計画課 課長補佐 武田 / 企画官 岡崎
電話番号：03-3591-7889 / ファックス：03-3508-2467